



高松コンストラクショングループが青木あすなろ建設<1865>株式の 変更報告書を提出（保有減少）



青木あすなろ建設<1865>について、高松コンストラクショングループが9月18日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出了。

提出理由は「共同保有者の本店所在地の変更共同保有者の減少」によるもの。

報告書によると、高松コンストラクショングループの青木あすなろ建設株式保有比率は、72.99%と5.05%減少した。

報告義務発生日は、2019年7月1日。